

# 入札説明書

この入札説明書は、令和6年6月4日付け公告第2号（以下、公告という。）による県立大野病院内残置物撤去・処分業務の一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

- 1 発注者（契約権者）  
福島県病院事業管理者 阿部 正文
- 2 入札に付する事項  
公告に示すとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
公告に示すとおり。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付して、令和6年6月28日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）に下記5（1）に掲げる場所へ提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留で行うこと。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和6年7月4日（木）までに通知する。

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求められることができる。この場合は、令和6年7月9日（火）午後5時までに下記5（1）に掲げる場所に書面を提出しなければならない。また、書面が提出されたときは、令和6年7月16日（火）までに書面により回答するものとする。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

- (1) 高度管理医療機器等販売及び賃貸業許可証及び医療機器修理業許可証の写し
- (2) 古物商の許可証の写し
- (3) 産業廃棄物に係る収集運搬業、処分業に関する許可証の写し
  - ア 種類は、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、ガラスくず及び陶磁器くず、木くずを含むものとする。
  - イ 自ら収集運搬、処分を行わない場合は、指名する処分業者の許可証の写しを提出すること。
- (4) 特別管理産業廃棄物に係る収集運搬業、処分業に関する許可証の写し
  - ア 種類は、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物を含むものとする。

イ 自ら収集運搬、処分を行わない場合は、指名する処分業者の許可証の写しを提出すること。

(5) 建築物石綿含有建材調査者及び石綿作業主任者の資格者証の写し

(6) とび・土工工事業の許可証の写し

(7) 受託実績証明書（様式3）

受託実績については、契約書（写）、仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること。

## 5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 960-8043

住 所 福島県福島市中町8番2号（福島県自治会館4階）  
福島県病院局病院経営課

電 話 024-521-7228

F A X 024-521-7924

電子メール byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 契約条項等の閲覧期間

令和6年6月4日（火）から同年7月18日（木）まで（土曜日、日曜日、同年7月15日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札説明書、仕様書、申請書等は、福島県病院局病院経営課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/kouzi-nyuusatu.html>）からダウンロードして入手することができる。

(4) 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、上記5（1）に掲げる場所まで令和6年7月12日（金）午後5時までに必着で請求すること。

## 6 質問及び回答方法等

各書類に対する質問は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和6年6月4日（火）から同年6月17日（月）まで

(2) 質問の回答予定日 令和6年6月25日（火）まで

(3) 質問は、入札説明書等に関する質問書（様式4）を5（1）へファクシミリ又は電子メールにて提出すること。この場合、また、送付件名は「【質問書】県立大野病院内残置物撤去・処分業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。

(4) 質問書の回答は、入札説明書等に関する回答書（様式5）により、福島県病院局病院経営課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/kouzi-nyuusatu.html>）に随時掲載する。

## 7 現地見学会

(1) 開催日時 令和6年6月13日（木）13時15分～（1時間程度）

※ 受付：13時15分～ 見学開始：13時30分～

(2) 場所 福島県立大野病院（福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1）

(3) 内容 業務箇所の見学

(4) 留意点等

- ・見学範囲は、県立大野病院の敷地及び施設内を予定している。
- ・車は、別紙4「駐車場配置図」の駐車可能エリア（赤着色箇所）に駐車すること。
- ・カメラ等による撮影は、人物が写らないことを条件に許可する。
- ・入札公告や本説明書、仕様書等の内容に係る質問は、上記6（3）により提出すること。（本見学会では、見学に関する事項以外の質問は受け付けない）。

(5) 参加申し込み

現地見学会への参加を希望する場合は、以下により事前に申込みすること。

- ・様式：任意（表題は「【会社名】県立大野病院現地見学会参加申込み」と明記）
- ・記載事項：①社名、②住所、③参加者氏名、④連絡先（電話・メール）
- ・申込期限：令和6年6月10日（月）正午まで
- ・申込方法：5（1）へ電子メールにより申し込むこと。なお、必ず電話で受信確認を行うこと。

(6) その他

- ・各社3名までの参加とする。
- ・本見学会への参加の有無にかかわらず、入札に参加することは可能である。
- ・県立大野病院内での安全を考慮し、ヘルメット、手袋等を持参すること。

## 8 入札書の提出方法

(1) 入札書を直接提出する場合

指定の入札書（様式6）を封書に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式7）を貼り付け、下記9に定める指定日時及び指定場所へ提出すること。

(2) 郵便により提出する場合

郵便（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による）により提出する場合は、入札書を封書に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式7）を貼り付け、令和6年7月18日（木）午後5時までに上記5（1）に掲げる場所に必着のこと。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。なお、押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(5) 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、委任者及び受任者双方の押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 9 開札の方法

- (1) 日時 令和6年7月19日(金) 午前10時00分
- (2) 場所 福島県福島市中町8番2号(福島県自治会館4階)  
福島県病院局会議室
- (3) 開札は公開で行う。
- (4) 開札に先立ち、入札に参加する者は、次の書類の確認を受けるものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の原本
  - イ 委任状(様式8)※代理人による入札の場合
- (5) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人  
が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (7) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときにお  
いて、入札者又はその代理人の全員が立ち会っている場合は、直ちにその場所において  
再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人の全員が立ち  
会っていない場合に再度入札を行う場合は、別途その旨を通知し実施する。なお、再度  
入札は2回に限るものとする。
  - ア 初回入札が無効(但し、下記13の(6)から(9)に該当する場合を除く。)となった者  
は、再度入札に参加できないものとする。
  - イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は辞退とみなす。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中  
止する。

なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

## 10 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札  
保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機  
関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)   
で納めるものとするが又はその納付に代えて担保として福島県病院局財務規程(平成  
16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第70条第1項各号に  
規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規程第192条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合には、入  
札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の納付の免除を申請す  
る場合は、入札保証金納付免除申請書(様式9)により令和6年6月28日(金)午後  
5時までに申請するものとする。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については財務規程第194条(別記2)及び第196条  
(別記3)による。なお、入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落  
札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。た  
だし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の  
全部又は一部に充当することができるものとする。

## 11 入札心得

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

## 12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
- (3) 郵便の場合、所定の日時、場所までに郵便が到着しない場合の入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (6) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。なお、外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (8) 鉛筆書きによる入札書

- (9) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札書
- (12) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書
- (13) その他、入札説明書において示した条項に違反して入札した入札書

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 福島県が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

#### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規程第70条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規程第174条各号（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規程第176条（別記5）及び第178条（別記6）による。

#### 16 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、15（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取消すことがある。

- 17 契約手続において使用する言語及び通過  
日本語及び日本国通貨
  
- 18 契約条項  
契約書（案）及び財務規程による。
  
- 19 異議の申し立て  
入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。
  
- 20 当該調達に関する事務を担当する課  
5（1）と同じ。

## 福島県病院局財務規程（抜粋）

### 別記1（入札保証金の減免）

第192条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するとき。

2 (略)

### 別記2（入札保証金の納付等）

第194条 契約権者は、第192条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした者を除くほか、当該入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の企業出納員に納めさせなければならない。

- 2 企業出納員は、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収証書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記3（入札保証金の還付）

第196条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品出納権者となるほか、第3章第2節又は第4章の規定の例による。

### 別記4（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証

金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)、とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 固定資産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (8) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 1件300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあっては、100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

#### 別記5 (契約保証金の納付等)

第176条 契約権者は、第174条の規定により契約保証金の全部の納付を免除した者を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付を免除した者については、その免除した額を控除した額)を関係の出納取扱金融機関又は関係の企業出納員に納めさせなければならない。

2 出納取扱金融機関又は企業出納員は、前項の規定により契約保証金の納付があったと

きは、領収証書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

#### 別記6（契約保証金の還付）

第178条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品出納権者となるほか、第3章第2節又は第4章の規定の例による。